

昭和三十二年厚生省令第十六号

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第二百七十三号）を実施するため、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則を次のように定める。

（療養の給付の担当の範囲）

第一条 保険薬局が担当する療養の給付及び被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）は、薬剤又は治療材料の支給並びに居宅における薬学的管理及び指導とする。

（療養の給付の担当方針）

第二条 保険薬局は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

（適正な手続の確保）

第二条の二 保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手續を適正に行わなければならぬ。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行ふこと。

二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこととの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

2 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならぬ。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第

四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるよう誘引してはならない。

2 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己的保険薬局において調剤を受けるよう誘引してはならない。

（掲示）

第二条の四 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、第四条の三第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

（処方箋の確認等）

第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に從事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行つては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（患者負担金の受領）

第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金並びに法第八十六条の規定による療養についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額の支払を、被扶養者につけらる。

（被保険者又は被扶養者の資格に係る情報の被保険者又は被扶養者の資格に必要な情報を提出する）

二 法第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）

三 患者の提出する被保険者証

四 当該保険薬局が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に必要な情報を提出する（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行ひ、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該患者が当該保険薬局から療養の給付（居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとしている場合であつて、当該保険薬局から電子資格確認による確認を受けたから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。）

2 保険薬局は、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受け得る資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは、「第二号又は第四号に掲げる」と、「事由によつて二号又は第四号に掲げる」と、「事由によつて二号又は第四号に掲げる」とする。

（掲げる方法により）とする。

3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

4 保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを受けく。）は、第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受け得る資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行つては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（患者負担金の受領）

第四条 保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第四条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行われなければならない。

（保険外併用療養費に係る療養の基準等）

第四条の三 保険薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に關して第四条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該

療養を行つて当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならぬほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関し説明を行い、その同意を得なければならない。

（被保険者局から療養の給付（居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとしている場合であつて、当該保険薬局から電子資格確認による確認を受けたから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。）

2 保険薬局は、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、

3 保険薬局は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウエブサイトに掲載し

する選定療養（以下「選定療養」という。）に關し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六号第二項又は法第七十条第三項の規定により算定された費用の額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に關しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

（領収証等の交付）

2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行われなければならない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行つては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（患者負担金の受領）

第四条 保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第四条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行われなければならない。

（保険外併用療養費に係る療養の基準等）

第四条の三 保険薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に關して第四条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該

療養を行つて当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならぬほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関し説明を行い、その同意を得なければならない。

（被保険者局から療養の給付（居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとしている場合であつて、当該保険薬局から電子資格確認による確認を受けたから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。）

2 保険薬局は、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、

3 保険薬局は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウエブサイトに掲載し

なければならぬ。

（調剤録の記載及び整備）

第五条 保険薬局は、第十条の規定による調剤録に、療養の給付の担当に関し必要な事項を記載

第七条	
全国健康保険協会	全国健康保険組合
は 第百十条第 三項	又は当該
全国健康保険事業	健康保険事業

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置） 第二条 個別

別の費用ごとに区分して記載した領収

一 第一条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第二条の四の次に一条を加える改正規定

<p>1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この省令は、平成九年九月一日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成九年八月二十五日厚生省令第六二号）</p>	<p>附 則（平成九年三月一七日厚生省令第三一号）</p>
<p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p>
<p>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p>	<p>この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成二年三月三日厚生省令第一号）</p>	<p>附 則（平成八年三月一四日厚生労働省令第三二号）</p>
<p>抄</p>	<p>抄</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>
<p>第二条 個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付に必要な設備がこの省令の施行の際まだ整備されていない医療機関及び保険薬局については、この省令による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則第四条の規定にかかるらず、平成十八年九月三十一日までは、なお従前の例によることができる。</p>	<p>第二条 個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付に必要な設備がこの省令の施行の際まだ整備されていない医療機関及び保険薬局については、この省令による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則第四条の規定にかかるらず、平成十八年九月三十一日までは、なお従前の例によることができる。</p>

一 第一条中保険医療機関及規則第二条の四の次に一条

び保険医療養担当 を加える改正規定

第一 条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第二条の四の次に一条を加える改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師養担当規則第二条の三の次に一条を加える改正規定 平成二十四年十月一日

二 第一条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条の二の改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師養担当規則第四条の二の改正規定並びに附則第一条及び第三条の規定 平成二十六年四月一日

附 則（平成二十六年三月五日厚生労働省令第一七号）抄

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

合は、新薬担規則第五条の二の二第二項又は新薬担規則第四条の二の二第二項の規定にかかる所においては、当面の間（診療の二の二第二項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を有償で行うことができる。）

附 則（平成三十一年三月五日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月五日厚生労働省令第二四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条及び第四条の規定 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号の政令で定める日

二 第五条の規定 令和四年四月一日

附 則（令和四年九月五日厚生労働省令第二四号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第三号）の公布の日から施行する。（受給資格の確認等に係る経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新薬担規則」という。）第三条第二項から第四項までの規定及び第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担規則」という。）第三条第二項から第四項までの規定（新薬担規則第十一条において読み替える場合を含む。）は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局であつて、あらかじめ、その旨を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを使つて記録し電子情報処理組織を使用して

新薬担規則第四条の二の二第二項又は新薬担規則第五条の二の二第二項の規定にかかる所においては、当面の間（診療の二の二第二項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を有償で行うことができる。）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

一 患者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する療養の給付又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第一条に規定する療養の給付を定めている保険医療機関	上欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は令和五年九月三十日のいづれか早い日までの間
二 第二条及び第四条の規定 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号の政令で定める日	上欄の体制の整備のための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号の政令で定める日
三 第五条の規定 令和四年四月一日	上欄の体制の整備のための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号の政令で定める日
附 則（令和四年九月五日厚生労働省令第二四号）	上欄の体制の整備のための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号の政令で定める日

四 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局	改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局
五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局
六 その他患者が電子資格確認によって療養の給付を受けられる事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないものの	その他患者が電子資格確認によって療養の給付を受けられる事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないものの
七 新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、	新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、

四 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局	改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局
五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局
六 その他患者が電子資格確認によって療養の給付を受けられる事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないものの	その他患者が電子資格確認によって療養の給付を受けられる事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないものの
七 新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、	新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、

始されるまで

の間

おいても、同条の規定の例により、その届出を行ふことができる。

（資料の提供）

第四条 地方厚生局長等は、療養の給付に關して必要があると認めるときは、審査支払機関に対して、新薬担規則第三条第二項から第四項までの規定及び新薬担規則第三条第二項から第四項までの規定（新薬担規則第十二条において読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二条に関して必要な資料の提供を求めることができる。

第五条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によつて療養の給付を受けける資格があることとの確認を受けることができるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行つため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

おいても、同条の規定の例により、その届出を行ふことができる。

（資料の提供）

三 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を他の看護のみを行う保険医療機関	上欄の電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない保険医療機関又は保険薬局
四 電子資格確認に必要な電子資格確認に必要な電子資格確認に必要な電子資格確認	上欄の電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない保険医療機関又は保険薬局
五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間
六 その他患者が電子資格確認によって療養の給付を受けられる事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用することが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局）	上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間
七 新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、	新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、

四 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局	改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局
五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局
六 その他患者が電子資格確認によって療養の給付を受けられる事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用することが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局）	上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間
七 新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、	新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、

始されるまで

の間

おいても、同条の規定の例により、その届出を行ふことができる。

（資料の提供）

四 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局	改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局
五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局
六 その他患者が電子資格確認によって療養の給付を受けられる事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用することが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局）	上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間
七 新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、	新薬担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条における読み替えで適用する場合を含む。）は、

始されるまで

の間

おいても、同条の規定の例により、その届出を行ふことができる。

（資料の提供）

始されるまで

の間

おいても、

の訪看基準第八条の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の療担規則第三条第一項第三号、第三条の規定による改正後の薬担規則第三条第一項第四号又は第五条の規定による改正後の訪看基準第八条第三号に掲げる方法によつて、療養の給付又は指定訪問看護を受ける資格があることを確認することができる。

附 則（令和六年三月五日厚生労働省令 第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年十月一日から施行する。

（ウェブサイトへの掲載に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日から令和七年五月三十日までの間、第一条の規定による改正後の療担規則（以下「新療担規則」という。）第二条の六第二項の規定の適用については、同項中「保険医療機関は原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新療担規則第五条の三第五項、第五条の三の二第五項及び第五条の四第三項の規定の適用については、「これら の規定中「保険医療機関は原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第三条の規定による改正後の薬担規則（以下「新薬担規則」という。）第二条の四第二項の規定の適用については、同項中「保険薬局は原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新薬担規則第四条の三第三項の規定の適用については、同項中「保険薬局は原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（以下「新訪看基準」という。）第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「指定訪問看護事業者は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。